

## 宝塚商工会議所 会員ビジネスローン 会員証明書発行要領

1. 会員証明書は、宝塚商工会議所の 会員であること 納期の到来した会費について完納している事 会員歴（3区分：1年未満、1年以上3年未満、3年以上） 会費口数について証明します。なお、会費については現実に納入されたことが確認されるまで証明書は発行いたしません。
2. 会員証明書の発行の際には、「会員証明書発行依頼書(当所指定の様式)」をご提出いただきます。
3. 上記2の依頼書にある 事業所名 代表者名（事業主名） 住所 電話、FAX 番号 業種 資本金 従業員数の記入内容と当会議所との登録内容を照合の上、会員証明書を発行致します。
4. 上記2の依頼書提出時には、申請者本人確認のため 法人の代表者及び個人事業の事業主ご本人の場合には免許証、パスポート、健康保険証等の身分証明書のご提示 以外の方の申請については免許証等の身分証明書の提示と代表者及び事業主からの証明書発行の委任状のご提出をいただきます。
5. 会員証明書の証明内容である会員であること、会費完納であること及び事業所の名称、住所等については申請日現在にて判断します。（それ以前の変更について当所への届出がなかった場合は、当所会員登録の異動届をご提出いただきます）
6. 会員証明書の有効期限は、証明書発行日より3ヶ月間です。
7. 会員証明書は、証明書に記載している「宝塚商工会議所会員ビジネスローン」以外の目的に使用することはできません。
8. 会員証明書は、提出する金融機関ごとに1通です。

会員証明書は、ご融資をお約束するものではありません。ご融資の要件、審査等について当商工会議所は一切責任を負いませんのでご了承願います。

会員証明書発行申請の際、申込金融機関にて申込要件をよくお確かめの上、発行の申請をしてください。

会員証明書発行にあたりご提出いただいた依頼書の個人情報は、会員証明書発行に関する事務及び連絡のみ利用し、その他の目的以外には一切使用いたしません。なお、個人情報は、他に流出することがないように当商工会議所にて厳重に管理、保管致します。